

三重とこわか国体鳥羽市旅費等規程

1 目的

この規程は、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」正式競技及び競技別リハーサル大会の従事者に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

2 支給対象

この規程で定める旅費等の支給対象は次の者として、予算の範囲内で支給する。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) その他三重とこわか国体鳥羽市実行委員会会長（以下「会長」という。）が認める者

3 旅費の種類及び支給

- (1) 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（以下これらを「交通費」という。）、日当及び宿泊料とする。
- (2) 交通費の支給は、鳥羽市職員等の旅費に関する条例に準じるものとする。ただし、計画輸送を利用した場合は支給しない。
- (3) 日当及び宿泊料は、県の補助単位及び補助対象日数を上限として、予算の範囲内で支給する。
- (4) 中学生及び高校生には、日当を支給しない。ただし、宿泊料については、会長が認める場合は支給することができる。
- (5) 旅費は、競技団体へ一括支給することができることとする。
- (6) 旅費の支給事務は、競技団体へ委託することができることとする。

4 支給額

支給する旅費等の額は、別表のとおりとする。

5 その他

この規程に定めのない事項については、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和2年5月15日から施行する。

別表

区分	支給基準			
	支給区分	支給額	説明	
競技役員	交通費	市内居住者	支給しない	—
		市外居住者	実費相当額	①居住地市区町村役場最寄駅又はバス停留所から鳥羽駅までの効率的な経路の往復運賃を支給する。ただし、鳥羽駅に満たない場合は目的地最寄バス停留所までの往復運賃を支給する。 ②支給日数は、競技日数を上限とし、競技役員等派遣計画に基づき出務した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
		県外居住者		
日当	定額	①1人1日当たり2,000円を支給する。ただし、実行委員会が支給する必要がないと認めた場合は、この限りでない。 ②支給日数は、競技日数を上限とし、競技役員等派遣計画に基づき出務した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。		
宿泊費	実費	①1人1泊当たり12,000円を上限として支給する。 ②支給日数は、競技役員等派遣計画に基づき宿泊した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。 ③県内の競技役員については、競技運営業務上、必要と認めた場合のみ支給する。		
競技補助員	交通費	市内	支給しない	—
		市外	実費相当額	①在学地最寄駅又はバス停留所から鳥羽駅までの効率的な経路の往復運賃を支給する。ただし、鳥羽駅に満たない場合は目的地最寄バス停留所までの往復運賃を支給する。 ②支給日数は、競技日数を上限とし、競技役員等派遣計画に基づき出務した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
	日当	支給しない	—	

※「実費相当額」とは、鳥羽市職員等の旅費に関する条例に基づき算定した額をいう。